

# Domestic Terrorism Cases and these Treatments in Japan

Hiroshi Onozaka

September 5, 1997  
Niigata University

1 Traditionally terrorism cases in Japan were rather 'assassination' case than general terrorism case. Especially, there were many cases that were murders of 'one by one', that is to say, the one direct target person by the lonely right-wing youth, and some varieties of this pattern. For example, murder case of Chairman of Japanese Socialist Party Mr. Asanuma by 17 year old Otoyama Yamaguchi in 1960. In Japanese mental climate, indiscriminate bomb terrorism is thought as digging one's own grave for the execution group. Hijacking airplane cases sometimes occurred in Japan, but as terrorism case it was Yodo-gō hijack case in 1970. On ground of this case, Act to punish hijacking airplane was enacted. In this case, hijacker demanded to release several prisoners including ordinary criminal, and they were released by overlawful reasons. Therefore, this case was typical terrorism crime, and its way to treat the case was clearly specific Japanese.

2 Then, what is 'specific Japanese way' against the terrorism case? Foreign Countermeasures against terrorists are "military operation" in a word. Generally speaking, they never accede the demands of terrorists, and should arrest terrorists. Foreign authorities concerned may also consider the safety of the hostage, but that is not the primary issue. This is because the terrorism cases are considered as a challenge to the establishment of the state and society. And it is thought as 'the problem to select between the defence of the establishment and the support of terrorists'.

By contrast with foreign attitudes, in Japan even terrorism cases are also "criminal problems", and the safety of the hostage is the primary issue. This Japanese attitude has some common factors with that Japan

has no structured terrorism problem within the nation, and that we have the armed force named as Self-Defence Force, but they have not killed any person and they have not been killed for more than 50 years since the establishment, and that the police can not kill any criminal except very rare case even if the criminal have a gun. All things considered, in Japan this attitude 'specific Japanese' against terrorism is appreciated as pertinent to the problems.

**3** Now, we must consider the next problem 'Matsumoto sarin case' and 'subway in Tokyo sarin case'. These cases correspond with the indiscriminateness of the victims and violence without reasons against innocent victims within the definition of the terrorism. On Matsumoto sarin case, it is said that these criminals aimed at the life of the judge who took the responsibility of the case about acquiring or not the real estate by AUM sect. Never-the-less, the behaviors of these criminals were too careless against the safties of lives and bodies of surrounding people. We may judge these behaviors as anti-ideal of indiscriminate-ness. Concerning the subway in Tokyo sarin case, AUM sect asserted and tried to actualize in Tokyo "the fiction" of "the last war: Halmagedon". This eschatology is such a dark and without any hope. As Professor Sôsuke Mita said that postwar history of Japan can be summed up as 'from ideal to fiction', it was AUM sect that has tried to force their fiction on the reality using technology at the pole position of the fiction side. Writer Mr. Haruki Murakami, who wrote "Underground" which collected interviews with victims of subway in Tokyo sarin case, called the fictional narrative of AUM sect as 'childish', and Professor Hayao Kawai called it as 'naive'. This narrative strongly bound the believers, because this narrative is such a childish and naive one among the narratives too specialized and sophisticated of contemporary Japan. What were the factors that made possible such sarin terrorisms? Model of 'New new religion' since 1970 was 'joint model of business execution association and consumers', and different from 'connected model of 'fellow believers and bureaucrats' of 'old new religion'. New new religion has commercilized structures that aim not at social reform, but at individual self-reform, speculative investment for self-transformation. The believers of new new religion cannot have understanding of the gap between self and the world, between self and society which is characteristic of the adult. The believers of AUM sect aim at acquiring the another

body which has a superability over the normal body regulated by 'now and here'. In addition to that, they seek devotedly only the body which can sympathize directly with Asahara's body. The world view of the AUM sect may sum up as world views of the persons who indulged themselves in 'another world', like these of Manga, animation, costume-play, fortune-judgement, self-reform seminar and counseling, imitative suicides after Yukiko Okada, Tzutomu Miyazaki case and murder of an elementary school pupil in Kobe. But, we can read more radicalization in behaviors of AUM sect individually as well as collectively that according to absolutizing each relation with the head Asahara, members of this sect may get rid of values, meanings and norms of the real world, and live in their own distinct fictional world. We can read this in their self-justifying naming of the organization of this sect after the state organization. Here is the reason why they can show the extreme indifference and indiscriminateness against the lives of victims and other people.

## 日本における 国内のテロリズム事件とその対応

新潟大学 小野坂 弘

1 「テロリズムとは何か」をどのように定義するか。それは本当に難しい。まず最初は最も簡単な定義。それは国家による定義である。英国のテロリズム予防立法は、テロリズムを定義して「公衆、あるいは公衆の一部を恐怖させる目的のための暴力の行使を含む、政治的目的での暴力の行使」であるとする。FBIによれば、テロリズムは実力の不法な行使を伴う、多様な犯罪活動を含む。前の副大統領ジョージ・ブッシュを議長とするアメリカのテロリズムと戦うタスク・フォースの1986年の報告によれば、テロリズムは「政治的あるいは社会的な目的を促進するために、人々あるいは財産に対して暴力を不法に行使し、あるいは不法な行使の脅しをすること」である。これらのこと全てを考慮すると、各国政府が大抵のニューアンスの政治的な破壊を実効的なテロリストと見ていることは、明らかである。このことにわれわれは特には驚かない。何故ならば、政府は定義上、現状の保持に執着しているものだからである。しかし、学問の社会では、このような簡単な定義では満足できない。何故なら、テロリズムの問題は、多くの次元を持っており、特に反乱する権利に関わるからである。たとえば、19世紀の後半においては、テロリズムは大規模な恐怖とは何の関係も持っていなかった。要するに、テロリズムは政治的な暗殺、特に独裁者を殺すことを意味するようになったのである。テロリズムの主張者は、「テロリスト」というラベルを誇りにしていたのである。カール・マルクスはロシアの皇帝に対するテロリストを「絶対を夢見る人々」

と呼んだ。この誇りは、20世紀までは生き延びなかった。しかし、今日においてさえも、テロリズムは、反乱の権利という若干の次元を持っている。英国の代表的なテロリズムの専門家である、ポール・ウィルキンソン教授は、テロリズムは「強制的な脅迫」であると示唆している。それは、個人、集団、社会、あるいは政府を恐怖に落としいれて、テロリストの政治的要求に屈服させるために、殺人と破壊と、殺人・破壊の脅しを体系的に使用することである。グランド・ワードローが宣言するところによれば、政治的テロリズムとは、集団を犯行者の政治的要求に従わせるように強制する目的で、確立した権力に賛成または反対するかを問わず、そのような行為が直接の被害者よりも大きな標的に対して、極端な不安と／あるいは恐怖を作り出す効果を持つように計画された、個人あるいは集団による暴力の使用、あるいは使用の脅しである。ウィルキンソンとワードローに基づいて、イゴール・ブリモラッツはテロリズムを二つの標的を持つものとする。この二つの標的は同じである場合もあるが、「間接的な、しかし、本当に重要な目的は、[この間接的な標的を] 強制して彼らがそうでなければやらない事をやらせることにある。このことは脅しによって達成されることもあれば、この脅しが無実な人々に対する暴力の行使、あるいは、そうすることの脅しによって——殺人・虐待その他の重大な彼らに対する侵害——実効的となる場合には、間接的な戦略が、テロリズムの戦略なのである」と。決定的なポイントは、「テロリスト」の被害者は、「テロリスト自身の観点から見て」、無実であるということである。被害者の無差別性の要素が、本当のテロリズムの最も恐ろしい局面なのである。

2 日本国内だけでなく、世界の注目を集めたのは、言うまでもなく、1989年の坂本弁護士殺害事件以降の「オウム事件」である。しかし、その前に起きた、いくつかのテロリズム犯罪も、日本のテロリズム事件とその対策の性質を考える上で、

重要である。時間の余裕がないので、極く簡単に述べる。日本の従来型のテロリズム事件は、テロリズム事件と言うよりは、「暗殺」であった。特に、いわゆる右翼青年による「一人一殺」型、あるいはその変形が多い。たとえば、1960年の浅沼社会党委員長刺殺事件。日本ではいわゆる「爆弾テロ」は極めて稀であり、1974年の「三菱重工ビル爆破事件」があるだけである（もっともテロリズムではない爆破事件はある）。この事件の主犯は死刑が確定したが、誤りであったと自己批判をしている。日本の風土では、無差別の爆弾テロは実行組織にとっても墓穴を掘る行為であり、そのために、その後、類似事件がないのであろう。銃器によるテロ行為も、そう多くはない。もっとも、「テロリズム行為」の定義次第であるが。1972年の「浅間山荘事件」は、連合赤軍の警察からの逃走過程で偶然に起きた事件であり、特定の政治的な要求をした訳でもないから、これをテロリズム事件と位置づけることができるかは、疑問である。しかし、一般にはテロリズム事件と考えられており、この事件を契機にして「人質による強要行為等の処罰に関する法律」が成立する。航空機のハイ・ジャック事件は日本でも時々は起きているが、テロリズム犯罪と言えるのは、1970年の「よど号ハイ・ジャック事件」である。この事件を契機にして「航空機の強取等の処罰に関する法律」が成立する。この事件では犯人から一般刑事犯を含む服役者の釈放要求が出され、「超法規的理由」により釈放された。したがって、この事件は典型的なテロリズム事件である。その対応の仕方も、特殊日本的な特徴が明確である。

3 それでは、テロリズム事件に対する「特殊日本的対応」とは何か。1997年のペルー・リマの日本大使館人質事件の際にも繰り返し強調されたことであるが、諸外国から日本のテロリストに対する対応の仕方の弱腰が批判されていると言う。典型的な日本的対応の例が上の「よど号ハイ・ジャック事件」である。日本政府は赤軍派9人の要求を飲み、服役者を釈放し、北朝鮮行きの要求については、韓国の金浦

空港を平壤の空港と偽装することに失敗して、結局、北朝鮮行きを認めたのであった。赤軍派9人はその後も北朝鮮に止まっている。乗客131名は山村政務次官が身代わりとなって解放され、乗員7名もその後羽田空港に戻っている。

諸外国のテロリストに対する対応は一口で言えば、「軍事行動」であって、犯人側の要求に屈せず、犯人を逮捕することにある。人質の安全は勿論、考慮はされるが、最優先の問題ではない。それはテロリズム事件が、国家・社会の体制に対する挑戦と考えられ、選択肢は「体制擁護か、テロリスト擁護か」であるとされ、冷静な対応を求める声さえも、「テロリスト擁護」と受け取られるからである。Stuart Hall et al. "Policing the Crisis: Mugging, the State and Law and Order, 1978" が言うように、マス・ヒステリー状態の下では、冷静な対応は可能ではないのである。

ところが、日本の場合はどうかと言うと、テロリズム事件と言えども、「犯罪行為」なのであり、人質の安全が最優先の事項となるのである。言うまでもないことであるが、日本においても、テロリストに対する対応を「軍事行動」と位置づけている人々はあるし、政府もまた本音はそうのように考えており、そのように行動したいのであろう。しかし、国民の大多数は、人質の安全が最も大切であると考えているから、もし人質が死亡でもしたら、内閣の命運は尽きるであろう。これは日本が構造的なテロリズムを内部に抱え込んでいないこと、自衛隊という名前の軍隊はあるが、創設以来、一人も殺していないし、殺されてもいないこと、たとえ銃器を持った犯人であっても、余程の場合でないと警察は射殺はできず(射殺したケースとしては、たとえば、1979年の銀行襲撃犯・梅川)、射殺すれば警察が厳しく非難されること(たとえば、シー・ジャック犯・川藤の照準器付きライフルによる射殺)などと、共通する態度である。これらの日本の現状を考慮すれば、特殊日本的対応は、適切な行動であると言える。

4 さて、次に考察すべきは、「オウムによる松本サリン事件と地下鉄サリン事件」である。これらの事件は、テロリズムの定義にあった、被害者の無差別性、イノセントな被害者に対する言われ無き犯行に合致する。「殺人はいかなる場合にせよ是認されるものではないと確信している人間の殺人行為だけが——悲劇的なことだが——道徳的な殺人なのだ」と言ったのはルカーチであったが、これらサリン事件の犯人たちは、麻原彰光教祖を含めて、殺しても良い、あるいは殺すべきだと考えており、ルカーチの枠組は適用されない。教祖・麻原は殺人を「ポア」と言う。被害者、あるいは被害者となる可能性のあった人々は、すべて無差別に、現世での罪業を重ねた者と考えられており、1894年にパリのカフェに爆弾を仕掛けたフランス人アナキスト・エミール・アンリイの「誰もイノセントな者はいない」という言葉を思い出させる。松本サリン事件はオウム教団の土地取得を巡る裁判の担当裁判官を狙ったものとされているが、それにしても、やり方が周囲の人々の生命・身体の安全に対して、あまりにも無頓着であり、無差別性の極致と言える。地下鉄サリン事件の方は、オウム教団の主張する「最終戦争・ハルマゲドン」と言う〈虚構〉を、この全く展望のない、あまりにも暗い終末論を、現実世界において実現しようとしたものと思われる。日本の戦後史は〈理想から虚構へ〉と総括されると言うのが、見田宗介の言葉であるが、理想の極に居て、その理想を現実押し付けようとしたのが連合赤軍であったとすれば、虚構の極に居て、その虚構をテクノロジーを使って現実に無理やり押し付けようとしたのが、オウム教団である。このオウム教団の虚構の物語を村上春樹——彼はオウム被害者のインタビューを集めた『アンダーグラウンド』を書いた——は「稚拙な物語」と言い、河合隼雄は「素朴な物語」と言う。それは、物語というものがあまりに専門化し、複雑化し、ソフィストケートされ過ぎている現代日本において、稚拙・素朴なものであっただけに、強力に信者たちを拘束したのである。このような

サリン・テロリズムを可能にしたものは何か。1970年代以後の新新宗教は、それ以前の旧新宗教（たとえば、創価学会、立正佼成会）の「仲間—官僚連結モデル」ではなく、「業務遂行組織—消費者接合モデル」であり、社会変革ではなくて、個人的な自己変革、自己変容のための投機的投資を求める、商業的構造を持つ。社会のリアリティの実感が薄くなって、〈大人〉に特徴的な、自己と世界、自己と社会の断絶が理解できない。〈いま、ここにある〉身体という拘束を越えた、別の身体、超能力を持った身体の獲得を目指す。しかも、その修行過程において仲間との連帯や共同性を断ち切って、もっぱら教祖・麻原と直接的に共鳴し合う身体だけを求める（このことは、自分の現実世界の名前ではない、ホーリー・ネームを麻原から与えられることに如実に示されている）。それは、マンガやアニメ、コスチューム・プレイ、易・運命判断、自己改造セミナー・カウンセリング、岡田有希子の自殺の模倣自殺、宮崎勤事件、今度の神戸の小学生殺害事件などに見られる、メディアを介した「異世界の夢想」に耽溺する、オタク、ネクラ的ラガード（遅れてきた者）を総括したものなのであろう。しかし、オウムは教祖・麻原への関係の絶対化によって、ついに、現実世界の価値・意味・規範を免れて、独自の虚構世界に生きるところに、一層の過激化が読み取れる。それは国家組織の僭称に見て取れる。そこに、松本サリン事件、地下鉄サリン事件の他者の生存に対する極度の無頓着さ・無差別性の根拠があるのだらう。

5 オウム事件に対する対応は、宗教団体としての解散、破産宣告による財産の差押、刑事裁判などで終結とされ、破壊活動防止法による団体の解散は適用されなかった。最後に、刑事手続の面について触れたい。最近、法務省が法制審議会の審議を経て提案している「組織的な犯罪に対処するための刑事法」は、立法事実の有力な一つとして「オウム事件」の発生を挙げている。しかし、オウム事件が日本の今後の犯罪情勢をそのまま示すものではないだろうし、刑事法的対応で

終始して良いものでもない。暴力団が絡んだ事件にしても、刑事法的対応よりも、日常的な政治・経済の在り方の変革の方が重要であり、本筋である。諸外国の法整備という事態も、それぞれの国で事情が違うから、そのまま日本にも当てはまる訳ではない。このことは、テロリズムに対する各国と日本の対応の違いにも見て取れる通りである。

新しい構成要件の提案（団体助成罪）、犯人蔵匿罪・殺人予備罪等の刑罰加重には賛成できない。マネー・ローンダリングの範囲はあいまいで、濫用の恐れがある。特に問題なのは、令状による盗聴である。現在でも検証令状による盗聴が認められる。①盗聴の必要性。②令状なしの盗聴の禁止・処罰規定。③対象犯罪の限定。④令状発付の嫌疑要件が将来の犯罪まで含むこと。⑤令状発付の関連性は不明確。⑥令状発付の補充性を緩和。⑦通信設備の特定は不十分。⑧傍受対象からコンピュータ通信を除外すべし。⑨通信内容の特定の、最小化の具体的な規定が必要。⑩その他、傍受期間、常時立会い不要、令状呈示、通信事業者の協力義務、記録の封印・保管、保管原本の聴取・閲覧、令状請求権者、令状を発する裁判官、報告義務、特に違法収集証拠排除の原則など。証人保護の必要性はない。